

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業の認可
建設業者の登録
種畜証明書の返納
種畜証明書の書換交付
炭を予防注射の実施
- ◇人委告示 採用候補者名簿の効力の延長
- ◇公告 県立公共職業補導所補導生の募集

告示

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する第十条第一項の規定により、
数人が共同して行う土地改良事業について、次のとおり
認可した。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

住所 申請人 氏名

米子市富益町

勝部 寿栄 外三十四人

富益地区米川東土地改良事業共同施行

昭和三十年二月二十一日

西伯郡賀野村大字金田

梅原 豊久 外二十二名

金田

二月二十八日

共同施行の名称

認可年月日

鳥取県告示第四百四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所々在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第三六七号	昭和三十年 二月十日	江川組	日野郡江府町大字江尾一〇八	川端 兼一
第三六八号	"	大東土建株式会社	鳥取市瓦町二〇	谷口 宇吉

鳥取県告示第百五号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

証明書番号	名号	品種	申請理由	飼養者住所氏名
昭二九鳥地第二四号	庫広	黒毛和種	廃用	鳥取県西伯郡日吉津村 山崎 元一
" 二六号	谷福	"	"	名和町 桑本 衛夫

鳥取県告示第百六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

証明書番号	名号	品種	旧飼養者	新飼養者
昭二九鳥地第二三号	清光	黒毛和種	鳥取県米子市両三柳 田崎晴二	鳥取県西伯郡賀野村 梅原 亨

鳥取県告示第百七号

次のように炭素、予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 炭素、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後六箇月以上の牛及び馬（但し分娩前後一箇月以内のものを除く）

- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 ベスレドカ法（皮内注射法）

実施期日	実施区域	実施場所
三月七日	気高郡小鷲河村	同上
七日	鹿野町	"
八日	宝本村	"
九日	瑞穂村	"
十日	勝谷村	"
十一日	浜村町	"
十二日	逢坂村	"

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和二十八年年度六級職採用候補者名簿、四級職採用候補者名簿及び二級職採用候補者名簿の効力を、これに該当する新しいそれぞれの採用候補者名簿が成立するまで延期する。

昭和三十年三月四日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

公 告

県立公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十年三月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 科別募集補導生数

公共職業補導所名	補導科目	補導期間	募集補導生数	所 在 地
----------	------	------	--------	-------

鳥取	機械科	一箇年	三五	鳥取市富安西入田一七九ノ二 (旋盤) (仕上)
	自動車整備科	"	三〇	

公共職業補導所名	補導科目	第 一 次 選 考		第 二 次 選 考		入所決定表	願 望 締 切 日
		選考場	実施月日	選考場	実施月日		

二 募集 選考

米子	木工科		三月二十日	鳥取市博労町四ノ二二〇	三月二十三日	三月二十六日	三月十七日
	理容科		三月二十日		三月二十三日		
	美容科		三月二十日		三月二十三日		
	建築科		三月二十日		三月二十三日		
	木工科		三月二十日		三月二十三日		
	洋裁科		三月二十日		三月二十三日		
	洋裁科		三月二十日		三月二十三日		
	経理事務科	六箇月	三月二十日		三月二十三日		

鳥取	機械科	鳥取、米子、倉吉安定所	三月二十日	鳥取安定所	三月二十三日	三月二十六日	三月十七日
	自動車整備科	"	"	"	"	"	"
	木工科	"	"	"	"	"	"
	理容科	鳥取補導所	三月十九日	鳥取補導所	三月二十二日	"	"
	美容科	米子、倉吉、郡家安定所	三月十九日	鳥取補導所	三月二十二日	"	"
	建築科	米子補導所	三月二十三日	米子補導所	三月二十三日	"	三月十九日

